○国土交通省告示第五百三十六号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

三ワ中「袴塚二丁目二番三十四号」を「元吉田町八百五十七番二号」に改め、三ヤ中「和田東二丁目九百二十六番地」を「大和田町第五十九号二番地一」に改め、三ユ中「守山市古高町字松塚八百八番地二」を「栗東市下鈎八百三十一番地」に改め、三ン中「今八丁目六番十四号」を「下中野三百六十五番百一号」に改める。

○海上保安庁告示第百七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年五月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	開発局苫小牧港東港区弁天導灯（前灯）
位置	
所在地	北海道苫小牧港（苫小牧港東港地区東防波堤灯台の北北東方約四・二キロメートル）
北緯	四二―三七―〇三
東経	一四一―四六―五五
変更した事項	
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　白地に赤横帯二本塗　柱形
高さ	地上から構造物の頂部まで二一メートル　平均水面上から灯火まで二四メートル
変更年月日	平成二十三年三月十七日
名称	開発局苫小牧港東港区弁天導灯（後灯）
位置	
所在地	北海道苫小牧港（前灯の北北東方約一・一キロメートル）
北緯	四二―三七―三八
東経	一四一―四七―〇六
変更した事項	
位置	
所在地	北海道苫小牧港（前灯の北北東方約二五〇メートル）
北緯	四二―三七―一一
東経	一四一―四六―五八
塗色及び構造	赤色三角形頭標付　白地に赤横帯二本塗　柱形
高さ	地上から構造物の頂部まで二五メートル　平均水面上から灯火まで二八メートル
変更年月日	平成二十三年三月十七日

○海上保安庁告示第百八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年五月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	中浦水門撤去工事第一号灯標
位置	
所在地	境港第三区（境港去ルガ鼻灯台の南南東方約一・九キロメートル）
北緯	三五―三〇―五四
東経	一三三―一二―一四
廃止年月日	平成二十三年三月十八日
名称	中浦水門撤去工事第二号灯標
位置	
所在地	境港第三区（境港去ルガ鼻灯台の南南東方約一・八キロメートル）
北緯	三五―三〇―五二
東経	一三三―一二―〇三
廃止年月日	平成二十三年三月十八日

○海上保安庁告示第百九号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年五月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	高知港東第一防波堤東灯台
位置	
所在地	高知県高知港（東第一防波堤東端）
北緯	三三―三〇―三〇
東経	一三三―三五―四一
変更年月日	平成二十三年三月十八日
記事	一時業務休止中のところ位置等変更のうえ復旧
名称	高知港東第一防波堤東灯台
位置	
所在地	高知県高知港（東第一防波堤東端）
北緯	三三―三〇―三五
東経	一三三―三五―四六
光度	実効光度五〇カンデラ
高さ	地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで七・七メートル
変更年月日	平成二十三年三月十八日
記事	一時業務休止中のところ位置等変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第百十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年五月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	広島県広島港出島H灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約一・八キロメートル）
北緯	三四―二〇―二二
東経	一三二―二六―三七
廃止年月日	平成二十三年三月二十二日
名称	広島県広島港出島I灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約二・〇キロメートル）
北緯	三四―二〇―二四
東経	一三二―二六―二九
廃止年月日	平成二十三年三月二十二日
名称	広島県広島港出島J灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約二・二キロメートル）
北緯	三四―二〇―二六
東経	一三二―二六―二〇
廃止年月日	平成二十三年三月二十二日
名称	広島県広島港出島K灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約二・四キロメートル）
北緯	三四―二〇―二八
東経	一三二―二六―一二
廃止年月日	平成二十三年三月二十二日
名称	広島県広島港出島L灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約二・四キロメートル）
北緯	三四―二〇―三四
東経	一三二―二六―一三
廃止年月日	平成二十三年三月二十二日
名称	広島県広島港出島M灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約二・四キロメートル）
北緯	三四―二〇―四〇
東経	一三二―二六―一五
廃止年月日	平成二十三年三月二十二日

○海上保安庁告示第百十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年五月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	能登赤崎港防波堤灯台
位置	
所在地	石川県羽咋郡志賀町（赤崎港防波堤外端）
北緯	三七―一〇―〇一
東経	一三六―四〇―二八
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
変更年月日	平成二十三年三月二十二日
名称	須崎港湾口東防波堤東灯台
位置	
所在地	高知県須崎港（湾口東防波堤東端）
北緯	三三―二二―三一
東経	一三三―一七―四六
変更した事項	
変更年月日	平成二十三年三月二十二日
記事	一時変更